



報道関係者各位

令和3年11月26日

【照会先】

新潟労働局雇用環境・均等室

雇用環境改善・均等推進監理官 渡辺 充朗
室長補佐 風巻 さやか

TEL：025-288-3511

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です ～ ハラスメント対応特別相談窓口を開設します ～

労働施策総合推進法等において、事業主に対して、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置義務の新設、セクシュアルハラスメント等の防止対策の強化等が規定されたところでありますが、令和4年4月1日から中小企業にも適用となります。

厚生労働省では、中小企業への適用拡大の周知と併せて、年末に向けて業務の繁忙等により、ハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「職場のハラスメント撲滅月間」と定め、ハラスメントのない職場づくりを推進しているところです。

新潟労働局（局長 ^{いわせ しんや} 岩瀬 信也）においても、本月間を中心に特別相談窓口を開設し、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産、育児休業等に関するハラスメントに係る相談はもとより、取引先や顧客等からの著しい迷惑行為（いわゆるカスタマーハラスメント）、就職活動中の学生等からのハラスメントに関する相談及び新型コロナウイルス感染症に関連した職場におけるいじめ・嫌がらせに関する相談等にも対応することとしています。

また、以下の内容について取り組みを行います。

1) ハラスメント対応特別相談窓口の開設

受付時間 9時00分～16時30分（月～金曜日）

相談窓口 新潟労働局雇用環境・均等室

（新潟市中央区美咲町1丁目2番1号美咲合同庁舎2号館4階）

電話 025-288-3511

※相談窓口の開設期間は、令和4年3月31日までとします。

2) オンラインによるハラスメント防止に関するセミナーの開催

ハラスメント防止シンポジウムの開催（令和3年12月10日開催）

申込先⇒ <https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

※新潟労働局雇用環境・均等室主催のハラスメント防止に関するセミナーを令和4年1月に開催する予定です。詳細については、HPでお知らせします。

3) 広報ポスターによる周知

(添付資料)

■資料No.1 「2021年度職場のハラスメント撲滅月間」(広報ポスター)

2022年4月から
パワハラ防止措置が
全企業に義務化されます。

12月は
職場のハラスメント
撲滅月間です

みんな

NO
ハラスメント



あかるい職場応援団

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

ハラスメントでお困りの方は、無料で相談できる全国の労働局・労働基準監督署にある総合労働相談コーナーをご利用ください。詳しくは、ポータルサイト「あかるい職場応援団」まで。

NOハラスメント

